

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和4(2022)年2月9日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先週、警察航空隊の視察を行い、先日運用開始された県警察の新型ヘリコプター『ぎんが』の警らに同行させていただいた。私自身、ヘリコプターの搭乗経験は多くはないが、新型機は非常に大きく、雪がちらつき風がある中においても安定していたと感じた。また、新しい格納庫の建設予定地も見学するなど、非常に充実した視察だった。公安委員会の活動の一つに『現場を知る活動』があり、コロナ禍になってからはなかなか行うことができずにいたが、今回は久しぶりの視察であった。コロナ禍が収束すれば、今後も『現場を知る活動』を続けていきたい。先週はまた、警察庁から『令和3年の犯罪情勢』の記者発表があった。犯罪情勢は、刑法犯認知件数の減少が続き昨年は戦後最少になったことと、検挙率が上がり、特に重要犯罪については93%ということであった。普通なら、『認知件数が下がり検挙率が上がったならば、体感治安も良好じゃないか。』と考える。しかし、記者発表資料には、昨年11月に警察庁がオンラインで実施した治安に関するアンケートにおいて、『最近の治安の状況についてどう感じるか』という質問に、約64%、ほぼ3人に2人の方が『悪くなったと思う』『どちらかといえば悪くなったと思う』と答えていると示されていた。また、悪くなったと回答した人が思い浮かべた犯罪は、上位4項目が『無差別殺傷・特殊詐欺・児童虐待・サイバー犯罪』だという。これらの犯罪に共通するのは『いつ発生するか分からない』『犯人の正体が分からない』という点で、それは自分や家族にいつ被害が生じるか分からないということだと思う。かつては暴力団員等、一見して危険だと分かりやすい者に近づかないことで一定の安全の確保ができたが、今はその悪が見えず不安が募る。いつ、誰が危険か分からない時代では、体感治安が悪化することも止むを得ないと思った。警察としては、究極には2つのことを徹底することに尽きる。1つは、犯罪が起きたならば早期に検挙することである。先日、大阪でのビル放火事件の際、警察が容疑者確保をいち早く発表して不安を解消したことは凄く良かったと思う。同様に、犯罪が繰り返されないという安心を県民に与えるため、犯罪の早期検挙は必要である。2つ目は、できるだけ予防策を提示して安心感を広めることだと思う。警察庁アンケートの中で挙げた『特殊詐欺』では今まさに、それをやっていたらいい。特殊詐欺やサイバー犯罪は、日々手口が変化し、ますま

す、タイムリーな情報発信が必要になる。スマートフォンを使う高齢者が今後増えてく
ることも意識しながら、広報に努めていただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和3年中における被疑者取調べ監督実施状況について

警察本部から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第11条の規定により、令和3年中の監督実施状況を報告する。昨年中、被疑者取調べは県下で6,331件実施され、前年対比で439件減少している。不適正な取調べにつながる6類型を指す『監督対象行為』に関しては、昨年中、本県での発生はなかった。警務課取調べ監督室が行った巡察について、実施延べ回数は38回で、巡察官等による取調べの視認は1件行っている。被疑者取調べに際し、監督対象行為が行われた疑いがある場合に行う『調査』の実施件数は4件で、調査の結果、いずれも『監督対象行為なし』と判明している。なお、昨年中の被疑者取調べに関する苦情の受理は、警察あての1件であり、先の述べた調査の4件に含まれる。被疑者取調べ監督制度に関する教養は、対象者に応じて、適切かつ効果的に実施した。今後も監督対象行為の未然防止に向けて、継続的に教養を推進する。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「苦情受理が1件あるというが、どんな内容なのか。」

→本部発言

「『取調べ官から取引を持ちかけられた挙げ句、嘘をつかれた』旨、被疑者からの苦情であったが調査の結果、そのような言動はなかったと判明している。」

《 委員質疑 》

「取調べはどのように指導されているのか。取調べこそ、机上の訓練想定ではなく、オン・ザ・ジョブ・トレーニングや実際の取調べを踏まえて指導することが最も効果的だと思う。実際には事件を担当する捜査員が取調べを担当するのだろうが、署でいえば課長は、部下がどういう取調べをしているのか、ある程度把握しているものなのか。」

→本部発言

「取調べの指導教育は、現場での指導も一つであるが、刑法犯認知件数の減少や取調べの機会減少により、若手の取調べの機会が少なくなってきた昨今、令和3年度から新たに『指定取調べ官制度』を開始した。一定の捜査員を指定し、令和3年度には集合教養を実施したほか、実際に発生した殺人及び死体遺棄事件では指定取調べ官を招集し、被疑者取調べの立会をさせるなど、取調べの体験を通じて人材を育成しようとする制度である。また、捜査主任官である課長等は、当然のことながら、取調べの要領やポイントを取調べ前に担当官や係長と打ち合わせをする。単独犯の事件と共犯事件ではポイントやボリュームは異なるが、そういう部分も事前に協議して指導し、取調べの休憩時間等には、取調べ官から課長に経過報告させている。いわゆる、昭和の時代に見られた職人肌の取調べ官は、独特の個性はあるものの、取引等を行わずに絶対に自供をさせられる力がある。そういう先輩たちは『被疑者の先祖の墓まで見てくるんだ』『被疑者をよく知ることが大事なんだ』と口にしていた。精神論的な面もあるが、そ

ういった教養の機会も実は設けており、警察学校での集合教養や伝承教養の機会に、取調べの管理をする課長、係長の教養も併せて行っている。」

○ 令和3年度会計監査の実施結果について

警察本部から、「先ず、監査の基本方針については、予算の趣旨に沿って正確性等の観点から適正に執行されているか等の点検・確認であり、特に収入支出事務及び捜査費を重点項目として実施したものである。監査の概要について、監査の実施者は警察本部長であり、昨年はコロナ禍の影響で、警察本部長による実施は見送ったが、警務部長及び会計課長以下の指名職員を実施者として行った。監査結果は、各所属とも概ね良好に執行されていたが、1所属において、留意改善を要する事項が認められ、県監査委員の監査における指摘又は注意の基準に準じ『注意』とした。その内容は、赴任旅費における起点の誤りによる支給金額の過支給であり、当該所属では支給額の是正措置を実施している。また、再発防止策としては、ヒューマンエラー回避のため、具体的な点検箇所の担当者を決め、相互にチェックをすることとしたほか、担当者が各種研修へ積極的に参加し、会計事務にかかる知識を習得することとしている。また、会計経理に絡む非違事案の絶無に向けて、平成26年に通達で指示した非違事案防止のための『7つの柱』の推進状況を確認した。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「旅費の問題は過去にもあったと思う。3月の人事異動期にまたこの問題は起こらないとも限らない。どこを起点にして計算するかなど、細部で曖昧になっている所があるのではないかと思うので、きちんと周知してほしい。一度手にしたものを後から返すのは気の毒であり、計算を誤らないようにしていただきたい。」

【生活安全部議題】

○ 「110番の日」の広報活動について

警察本部から、「110番の本来の目的に沿った正しい利用の促進のために、昭和60年、1月10日が全国統一の『110番の日』と定められ、緊急の対応を要しない相談等は、警察総合相談電話『#9110』や最寄りの警察署等に相談するよう、広報活動を実施している。広報スローガンの『いちはやく いそがずあわてず れいせいに』は、本県独自のもので、平成21年を最後に全国統一のスローガンは掲げられていないため、県警察独自のものを用いている。主な広報活動として、警察本部では、通信指令課の施設見学と庁舎前駐車場でパトカー展示のほか、県警ホームページ及び県内運転免許センターにおける110番通報の適切な利用広報動画の配信及び放映、岩手放送の県警察広報番組『暮らしを守る情報最前線』での呼びかけ、県警音楽隊定期演奏会等における広報資料の配付などを行った。また、県内各警察署では、主なものとして、広報イベントや防犯教室における広報や、テレビやラジオ放送での広報が行われた。花巻警察署ではイベント会場において、宮古警察署では庁舎内に小学生を招待して、広報イベントを開催しており、テレビ取材を受けて、その様子が放映された。なお、令和3年中の県内での110番通報の総受理件数は46,705件で、前年比で1,415件増加した。その中で、いたずら、誤接続、通報試験などの非有効件数が約2割の9,298件を占めている。また、有効件数37,407件中緊急の対応を要しない相談等

が約2割であった。例年、事案別受理件数では交通関係が最も多く、令和3年中は17,631件で前年対比で1,445件増加、有効件数の約半数を占めている。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 警務課

警務課業務報告

地方自治法に基づく組織に関する協議についての説明、決裁